

自己の労働による収入（カレンダーに「×」をつける範囲内の労働による）がある場合の基本手当の減額の計算について



例 1

- ① 1日あたりの収入から控除額（R4.8.1からR5.7.31までは「1,310円」）を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、超える額分だけ基本手当の日額を減額します。

$$\text{1日あたりの減額分} = (\text{「1日あたりの収入」} - \text{「控除額」} + \text{「基本手当日額」}) - \text{「賃金日額」} \times 80\%$$

- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上のときは、基本手当は支給しません。

※控除額は、毎年8月1日に賃金の増減によって見直しされます。

例① 基本手当日額：5,037円 賃金日額：7,000円 認定期間28日間

就労 1日2時間 週2日勤務（計8日間16時間勤務） 給与 15,200円（時給 950円）

$$(\text{「15,200円} \div \text{8日間」} - \text{「1,310円」} + \text{「5,037円」}) - \text{「7,000円」} \times 80\% = \text{「27円」}$$

$$(\text{5,037円} - \text{27円}) \times \text{8日(減額する日数分)} + \text{5,037円} \times \text{20日(減額しない日数分)} = \text{140,820円}$$

雇用保険の金額（140,820円）と就労した給与（15,200円）を合わせると、収入額計は156,020円となります。

「賃金日額」 × 80%の額 【5,600円】

27円超

← 超過分を減額

「1日あたりの収入」 - 「控除額」 + 「基本手当日額」 【5,627円】

自己の労働による収入（カレンダーに「×」をつける範囲内の労働による）がある場合の基本手当の減額の計算について



例 2

- ① 1日あたりの収入から控除額（R4.8.1からR5.7.31までは「1,310円」）を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、超える額のみだけ基本手当の日額を減額します。

$$\text{1日あたりの減額分} = (\text{「1日あたりの収入」} - \text{「控除額」} + \text{「基本手当日額」}) - \text{「賃金日額」} \times 80\%$$

- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上のときは、基本手当は支給しません。

※控除額は、毎年8月1日に賃金の増減によって見直しされます。

例② 基本手当日額：5,037円 賃金日額：7,000円 認定期間28日間

就労 1日3時間 週2日勤務（計8日間24時間勤務） 給与 22,800円（時給 950円）

$$(\text{「22,800円} \div \text{8日間」} - \text{「1,310円」} + \text{「5,037円」}) - \text{「7,000円」} \times 80\% = \text{「977円」}$$

$$(\text{5,037円} - \text{977円}) \times \text{8日(減額する日数分)} + \text{5,037円} \times \text{20日(減額しない日数分)} = \text{133,220円}$$

雇用保険の金額（133,220円）と就労した給与（22,800円）を合わせると、収入額計は156,020円となります。

「賃金日額」 × 80%の額 【5,600円】

977円超

「1日あたりの収入」 - 「控除額」 + 「基本手当日額」 【6,577円】

← 超過分を減額

自己の労働による収入（カレンダーに「×」をつける範囲内の労働による）がある場合の基本手当の減額の計算について



例 3

- ① 1日あたりの収入から控除額（R4.8.1からR5.7.31までは「1,310円」）を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、超える額分だけ基本手当の日額を減額します。

$$\text{1日あたりの減額分} = (\text{「1日あたりの収入」} - \text{「控除額」} + \text{「基本手当日額」}) - \text{「賃金日額」} \times 80\%$$

- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上のときは、基本手当は支給しません。

※控除額は、毎年8月1日に賃金の増減によって見直しされます。

例③ 基本手当日額：5,037円 賃金日額：7,000円 認定期間28日間

就労 1日2時間 週3日勤務（計12日間24時間勤務） 給与 22,800円（時給 950円）

$$(\text{「22,800円} \div \text{12日間」} - \text{「1,310円」} + \text{「5,037円」}) - \text{「7,000円」} \times 80\% = \text{「27円」}$$

$$(\text{5,037円} - \text{27円}) \times \text{8日(減額する日数分)} + \text{5,037円} \times \text{20日(減額しない日数分)} = \text{140,820円}$$

雇用保険の金額（140,820円）と就労した給与（22,800円）を合わせると、収入額計は163,620円となります。

「賃金日額」 × 80%の額 【5,600円】

27円超

← 超過分を減額

「1日あたりの収入」 - 「控除額」 + 「基本手当日額」 【5,627円】

自己の労働による収入（カレンダーに「×」をつける範囲内の労働による）がある場合の基本手当の減額の計算について



例 4

- ① 1日あたりの収入から控除額（R4.8.1からR5.7.31までは「1,310円」）を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、超える額分だけ基本手当の日額を減額します。

$$\text{1日あたりの減額分} = (\text{「1日あたりの収入」} - \text{「控除額」} + \text{「基本手当日額」}) - \text{「賃金日額」} \times 80\%$$

- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上のときは、基本手当は支給しません。

※控除額は、毎年8月1日に賃金の増減によって見直しされます。

例④ 基本手当日額：5,037円 賃金日額：7,000円 認定期間28日間

就労 1日2時間 週5日勤務（計20日間40時間勤務） 給与 40,000円（時給 1,000円）

$$(\text{「40,000円} \div \text{20日間」} - \text{「1,310円」} + \text{「5,037円」}) - \text{「7,000円」} \times 80\% = \text{「127円」}$$

$$(\text{5,037円} - \text{127円}) \times \text{20日(減額する日数分)} + \text{5,037円} \times \text{8日(減額しない日数分)} = \text{138,496円}$$

雇用保険の金額（138,496円）と就労した給与（40,000円）を合わせると、収入額計は178,496円となります。

「賃金日額」 × 80%の額 【5,600円】

127円超

超過分を減額

「1日あたりの収入」 - 「控除額」 + 「基本手当日額」 【5,727円】